

「未来投資戦略2017」のPPP/PFI施策の進捗状況一覧

未来投資会議 構造改革推進推進委員会 「第4次産業革命(Society5.0)イノベーション」委員会(PPP/PFI)(第6回) (H29.4.19)		未来投資戦略2017 (H29.6.9)		PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版) (H29.6.9)		進捗状況
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	
本文						
2「日本再興戦略2016」記載施策の更なる推進						
＜成長対応分野群で取り組むべき施策＞						
1	安全性に配慮すること前記に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCICO施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。	1	安全性に配慮すること前記に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCICO施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。			国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入については、安全性に配慮することを前記に、関係者の意見を聞きながら検討を進めている。このほか保安区域への厨房機器等の持込み等については現行制度で対応可能である旨、運営権者(仙台空港)に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めているところ。
2	②と運営権者との間で区分所有されているCICO施設について、運営権者への所有権移転及び国内への貸与を進め、ターミナルビル内の非敷地内テナント変更を可能にすることを運営権者の対応に合わせて検討する。	1	②と運営権者との間で区分所有されているCICO施設について、運営権者への所有権移転及び国内への貸与を進め、ターミナルビル内の非敷地内テナント変更を可能にすることを運営権者の対応に合わせて検討する。			運営権者(仙台空港)の要望を踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら検討を進めているところ。(運営権者において計画内容の具体化を進めているところ)
3	北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権の活用については、広域的な観光ルート形成などの観光戦略の観点から、以下の5原則に基づいて具体化・推進し、イコールフットingの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討など必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。平成31(2019)年までの運営権者選定を図る。 I.4管理者が、7空港一体という枠組みに変更がないということに共有する。そして成功に向けて一致団結して責任を共有する。 II.4管理者は、一心同体のプロジェクトチームとして共同で公的な入札を行い、競争の中で成長力も含めた7空港全体の能力強化に貢献する運営権者を選定する。 III.運営権者の提案や要求水準を遵守しない事態が続いた場合には、4管理者全てで契約解除を念頭に対応できる包括的な仕組みをつくる。 IV.黒字の空港による赤字補てんという形ではなく、民間の経営力と統合効果による自治体管理空港の成長を目指す。 V.原則としては、選ぶ側と選ばれ側の立場の混同にならないが管理側による出資は行わない。	1	北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権方式の活用については、広域的な観光ルート形成などの観光戦略の観点から、イコールフットingの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な施策を実施し、アクションプランに掲げられた15原則に基づき、2019年までに運営権者選定を図る。	P.17		北海道における7空港でのコンセッションの導入については、以下の5原則に基づいて具体化・推進し、イコールフットingの確保や特定地方管理運営者制度の活用のために必要な事項の検討などの必要な施策も実施した上で運営権者選定を図る。(平成31年度末まで)＜国土交通省、内閣府＞ I.4管理者が、7空港一体という枠組みに変更がないということに共有する。そして成功に向けて一致団結して責任を共有する。 II.4管理者は、一心同体のプロジェクトチームとして共同で公的な入札を行い、競争の中で成長力も含めた7空港全体の能力強化に貢献する運営権者を選定する。 III.運営権者の提案や要求水準を遵守しない事態が続いた場合には、4管理者全てで契約解除を念頭に対応できる包括的な仕組みをつくる。 IV.黒字の空港による赤字補てんという形ではなく、民間の経営力と統合効果による自治体管理空港の成長を目指す。 V.原則としては、選ぶ側と選ばれ側の立場の混同にならないが管理側による出資は行わない。
4	④(公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため)指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許可することが可能となるよう、PFI法について、次期通常国会で改正する。	1	指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許可することが可能となるよう、PFI法について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。(平成28年度から)＜内閣府、総務省＞	P.24		公共施設等運営権制度と指定管理者制度を二重に適用する場合における問題を解消するため、平成30年度通常国会のPFI改正法案提出に向けて関係各省及び内閣法制局と調整中。
5	クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市ウォーターフロント再開発、公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。	1	クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市ウォーターフロント再開発、公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。	P.24		福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件等の先行事例を踏まえ、コンセッション方式のメリット等に係る情報を他の地方公共団体に対し積極的に提供し、これら地方公共団体における同方式の導入を促していく。(平成31年度まで)＜国土交通省＞
＜成熟対応分野群で取り組むべき施策＞						
6	地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の展開の呼び水となる先駆的取組を進め当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、平成30年度から適用されるように改正する。	1	地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の展開の呼び水となる先駆的取組を進め当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。		内閣府(PPP/PFI推進室)	コンセッション事業の上下水道分野への導入を促進するため、運営権対価の資金と地方債を繰上償還する際に国に対して支払わなければならない補償金を免除・軽減するため、平成30年度通常国会のPFI改正法案提出に向けて関係各省及び内閣法制局と調整中。
7	平成29年通常国会における水道法改正が成立した場合の、公共施設等運営権方式に関する事項で法令等に要しているものの、民間企業等の導入に必要となる事項について、関係する地方公共団体や民間企業、専門家の意見を踏まえながら、必要な措置を講ずる。	2	水道法の一部を改正する法律案の成立後、改正後の水道法に基づき、省令等に委任されているものや、民間企業が水道事業の運営に関与することを前記した料金原価の算定方式等に関する事項について、関係する地方公共団体や民間企業、専門家の意見を踏まえながら、必要な措置を講ずる。		厚生労働省	平成29年9月28日に衆議院が解散し、水道法の一部を改正する法律案は審議未了により廃案となった。今後、国会へ再提出し、早期の成立を目指す。
8	水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担を最大限なくす仕組みの導入を検討する。	3	水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担を最大限なくす仕組みの導入について、平成28年度補正予算の執行状況等も勘案しつつ検討する。		厚生労働省	先行してコンセッション方式の検討を進めている水道事業者等を支援できるよう平成30年度予算編成過程において検討していく。
3.公共施設等運営権方式に関する重点分野の設定						
1	空港分野 □ 6件の数値目標はすでに達成できたものと認める。 □ 2017年度以降も条件が継続することから、重点分野に引き続き指定するが、数値目標は設定しない。 □ 関係府省に対して、今後毎年度の案件の進捗状況と、成果、制度や仕組みの改善余地等、内閣府/PFI推進室及び内閣官房日本経済再生総合事務局にフィードバックする。 □ なお、国管理空港においては、2016年10月20日の財政制度等審議会での空港コンセッションに関する議論を、今後のコンセッションに関する制度整備(ガイドラインの改定等も含む)や議論も踏まえて、成長戦略に取り込む方向で2017年までに関係府省にて議論・整理すること。			P.17	国土交通省	・国管理空港の第1号案件である仙台空港においては、平成28年7月より東急田園鉄道グループが設立した仙台国際空港株式会社から運営事業を開始している。 また、高松空港においては、平成29年7月に優先交渉権者を選定し、平成30年4月からの運営開始を予定している。その他の国管理空港についても、福岡空港において、平成31年度からの運営開始に向けて公募選定手続きを平成31年度から開始し、平成30年4月からの運営開始を予定しているほか、神門空港において、平成29年7月に優先交渉権者を選定し、平成30年4月からの運営開始を予定しているほか、静岡空港においても、平成31年度からの運営開始に向けて公募選定手続きを行っている。 ・国管理空港においては、今後のコンセッションに関する制度整備(ガイドラインの改定等も含む)や議論も踏まえて、関係府省にて議論しているところ。
2	水道分野 □ 6件の数値目標の達成は困難(現時点で5件)であると認める。 □ 水道法の改正やPFI法の改正(繰上償還に関する事項)を主とした制度の改善や、コンセッション方式の検討を行っている最中であることから、この実施のめどが立てば、目標達成に前進すると評価する。 □ 集中強化期間を2018年度末まで伸ばし、現在の数値目標の達成を目指すこととする。			P.18	厚生労働省	・地方公共団体におけるコンセッション方式の検討状況については、これまで資産評価(デュアリジビュランス)に着手する等のコンセッション事業の具体化に向け進んできた宮城県、浜松市等の5つの地方自治体に加え、新たに平成29年9月から宮城県村田町が資産評価に着手した。引き続き、集中強化期間における数値目標の達成に向け努力を続ける。 ・また、「水道分野における官民連携推進協議会」等において、事例の紹介などを実施し、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進していく。
3	下水道分野 □ 6件の数値目標の達成は困難(現時点で5件)であると認める。 □ 事業者の選定が行われた案件や、実働作り条約が締結されてきた案件が中心であり、実働作り条約が完了していること、達成目途であると評価する。 □ 集中強化期間を2018年度末まで伸ばし、現在の数値目標の達成を目指すこととする。	リード文	「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)に掲げられた空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅について引き続きその進捗や数値目標の達成に努めるほか、新たに掲げられたクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設についても数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。	P.20	国土交通省	・浜松市が平成30年4月の事業開始に向け、準備を進めており、10月に優先交渉権者と実働条約を締結した。また、奈良市・三浦市・須崎市・宇部市の4自治体でデュアリジビュランスを実施し、コンセッション事業の具体化に取り組みしている。 ・さらに村田町においても、9月に新たにデュアリジビュランスに着手し、その他、宮城県・小松市・大分市・大牟田市・大田原市においても、コンセッション事業等に関する知見調査等を実施しており、平成29年度中に集中強化期間における数値目標の達成に向け努力をしている。 ・また、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討」等において、コンセッション事業等に関する知見やノウハウを共有し、地方公共団体によるコンセッション事業等の活用を促進している。

未来投資会議 構造改革推進委員会 「第4次産業革命(Society5.0)・イノベーション」委員会(PPP/PFI) (第6回) (H29.4.19)		未来投資戦略2017 (H29.6.9)		PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年度改定版) (H29.6.9)		進捗状況	
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容		
④	道路分野 □1件の数値目標はすでに達成できたものと認める。 □特区制度を活用して実施していることから、今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を盛り出す必要があるため、重点分野に引き続き指定するが、数値目標は設定しない。 □今後新たに実施を希望する管理者が出てきた場合には、特区制度側での対応も踏まえつつ、その時点で新たな数値目標の設定のあり方を速やかに未来投資会議にて検討することとする。			P21	④ 道路 重点分野に引き続き指定し、今後新たに実施を希望する管理者が出てきた場合には、特区制度側での対応も踏まえつつ、その時点で新たな数値目標の設定のあり方を速やかに検討する。<国土交通省>	国土交通省	これまでのところ、愛知県以外からは具体的な提案は出てきていない。 ・愛知県道路公社の先行事例については、ブロックプラットフォームや関係者会議において、情報提供を実施してきていない。 ・なお、現在千葉県において、先導的官民連携支援事業により調査中(平成29年度)。
⑤	クルーズ船旅客ターミナル施設については、本年度から平成31(2019)年度までの3年間で3件の公共施設等運営権方式を活用した事業の具体化を行う。			P23	⑦ クルーズ船向け旅客ターミナル施設 平成29年度から平成31年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。<国土交通省>	国土交通省	福岡市ウオーターフロント再開発のコンセッション案件について、福岡市が、平成30年度頃の公募開始に向けて検討中。
⑥	MICE施設については、本年度から平成31(2019)年度までの3年間で6件の公共施設等運営権方式を活用した事業の具体化を行う。			P24	⑧ MICE施設 平成29年度から平成31年度までを集中強化期間として、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。<国土交通省>	国土交通省	・平成31年度までの目標6件に対し、横浜、愛知においてコンセッション方式が採用され、福岡においても具体化に向けて進捗中(平成29年10月1日現在)。 ・目標達成に向け、個別の自治体に直接働き掛けを行うとともに、主要12都市が参加する「グローバルMICE都市・都市力強化対策本部」や「ブロックプラットフォーム」の場を活用し、コンセッション方式導入のメリットや先行事例等について周知活動を展開。
⑦	公営発電施設については、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の在り方について検討し、重点分野の指定と数値目標の設定について、本年度中に結論を得る。	ii)	4 公営発電施設については、重点分野の指定と数値目標の設定について検討し、本年度中に結論を得る。	P24	公営発電施設について、コンセッション方式を活用したPFI事業のあり方について検討し、重点分野の指定と数値目標の設定について結論を得る。(平成29年度末まで)<経済産業省>	経済産業省	公営発電事業者からコンセッション方式を活用したPFI事業に対する意見を聴取し、期待される効果と課題・課題を洗い出し、さらに、意見を踏まえ、水力発電の促進とコンセッション方式によるPFI事業への移行検討を促す観点から、平成30年度概算要求においては、コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提とした、水力発電開発地点のF/Lコンセッション方式導入のメリットや先行事例等について周知活動を展開。
4. 公共施設等運営権制度に関する取組の進捗(成長・成熟に共通)							
①	コンセッション事業において、官民の適切なリスク分担を構築する上で、瑕疵担保負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買い取りなどにおいて、一定の条件を満たした場合に契約において管理者が運営権者の一定の支払の発生を要する必要がある。これを要するものに、関係府省において今年7月までに前掲となる契約のあるべき姿を検討する。内閣府では、当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討し、必要であれば従来の通常法に比べ、PFI法を改正して対応する。	iii)	官民の適切なリスク分担を構築する上で、瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買い取り等の、一定の条件を満たした場合に施設が管理者が運営権者に一定の支払を約束することが可能となるよう、関係府省における本年7月までの契約のあるべき姿の検討結果を踏まえ、内閣府は当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討し、必要に応じて、次期通常国会までに、PFI法について所要の措置を講ずる。		※ 別紙①-1~③参照。		「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正する方向で関係各省と調整中。
②	上下水道分野のコンセッション事業においては、物価変動リスクを全て運営権者に転嫁する取組を前提として、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には、料金の転嫁を可能とする仕組みが必要である。年内をめどに関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を規定し、関連するマニュアルや許可基準等の規定を定めるなど、活用を促進する仕組みを構築する。内閣府では、これを受けてガイドラインを策定する。	iii)	上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする。本年内を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中間規定を定めるなど、活用を促進する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。	別紙P2②	関係府省(厚労省医薬・生活衛生局、国交省下水道部)は、本年内を目途に物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中間規定を定めるなど、活用を促進する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室) 厚生労働省 国土交通省	【内閣府】 「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正する方向で関係各省と調整中。 【水道】 平成29年9月28日に衆議院が解散し、水道法の一部を改正する法律案は審議未了により廃案となった。今後、国会へ再提出し、早期の成立を目指す。物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式について検討し、改正法の成立、関連するマニュアル等に規定していく。 【下水道】 物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式については、下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会及び民間セクター分科会(※)での議論等を踏まえて検討を行っているところ。 ※…民間企業の視点からコンセッション方式等の課題事項や解決方策に対して具体的な検討を行い、PPP/PFI事業の更なる普及・促進を目的とし、平成29年7月に新たに設置した検討会。
③	コンセッション事業において、実施方針に先立ちマーケットサウンディングなどの事前の対話が先行するが、そこで事業の大枠での条件付けが示されないことや、重要な条件に対する関心を持つ企業との対話の場が十分に(複数)設けられないことがある。こうしたことがないようにするために、関係府省は、適切なマーケットサウンディングの方法(開示すべき情報・項目と対話の方法等)について、海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じて検討し、今年7月までに内閣府に報告する。内閣府では、これも踏まえてガイドラインを策定する。	iii)	適切なマーケットサウンディングの方法(開示すべき情報・項目と対話の方法等)について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じて本年7月までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。	別紙P3④-1	適切なマーケットサウンディングの方法(開示すべき情報・項目と対話の方法等)について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じて本年7月までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)	
④	コンセッション事業の推進に当たっては、管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせざることを要する。これを内閣府においてガイドラインでルールとして定める。	iii)	管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせざることを要する。これを内閣府においてガイドラインを策定する。	別紙P4⑤	管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせざることを要する。これを内閣府においてガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)	
⑤	コンセッション事業において運営権者を選定する審査委員会について、議事録が公開されないケースがある。参入する民間企業の競争への理解を深め、検討を進めやすくするために、原則として議事録を公開するというルールが必要である。内閣府は、民間事業者側の事情について問題ないか、民間事業者の意向の最終確認を行い、問題なければ議事録を開示するというルールを規定したガイドラインを策定する。関係府省は、今後の対応について今年7月をめどに内閣府に報告する。	iii)	運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月までを目途に民間事業者側の意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。	別紙P5④-4	運営権者を選定する審査委員会について、知的財産権の問題がない範囲内において、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月までを目途に民間事業者側の意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)	
⑥	コンセッション事業の推進に当たっては、適切なVFM(Value For Money)の評価と、運営権者の事業継続を動機づける運営権者による運営開始時点での対価(一括金)への給付が重要である。関係府省は、以下の点について海外の事例や類似分野の取組等を参考に検討し、今年7月までに内閣府に報告する。内閣府は、上記も踏まえてコンセッション事業のVFM算定方法と対価の支払い方、評価方法について、ガイドラインを策定する。 I. 対象事業に対して管理者が負っている事業リスクを加味した割引率の算定方法や管理者の有する当該事業への長期の損益見通しの算定を含めたPSC(Public Sector Comparator)の算定方法。 II. に対するPFI-LCOの算定方法。 III. 契約期間中に分けて支払われる対価(分割金)に対する運営権者の不払いリスクの評価方法と、それを踏まえた一括金と分割金の組み合わせの決定方法及びコンソーシアムからの対価に関する提案に対する評価方法。	iii)	関係府省は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月までに「アクションプラン」に記載された観点からVFM(Value For Money)支払いに対して最も価値の高いサービスを提供することの算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。	別紙P5⑦-1,2	・関係府省(国交省航空局・道路局・下水道部、厚労省医薬・生活衛生局)は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月までに以下の観点からVFM(Value For Money)支払いに対して最も価値の高いサービスを提供することの算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。 I. 対象事業に対して管理者が負っている事業リスクを加味した割引率の算定方法や管理者の有する当該事業への長期の損益見通しの算定を含めたPSC(Public Sector Comparator)の算定方法。 II. I. に対するPFI-LCOの算定方法。 III. 契約期間中に分けて支払われる対価(分割金)に対する運営権者の不払いリスクの評価方法と、それを踏まえた一括金と分割金の組み合わせの決定方法及びコンソーシアムからの対価に関する提案に対する評価方法。	内閣府 (PPP/PFI推進室)	「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正する方向で関係各省と調整中。

「第4次産業革命(Society5.0・イノベーション)社会」(PPP/PFI) (第6回) (H29.4.19)		未来投資戦略2017 (H29.6.9)	PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版) (H29.6.9)	進捗状況
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	
⑦	コンセッション事業の推進に当たっては、運営権者への地方公共団体出資や特定企業出資を規定することについて、国のノウハウの活用と併せて、国の指導や管理も兼ねる行政内での関係性や利益を生じさせる態勢があることも踏まえて慎重であるべきであり、一定の原則を満たす場合(必要性が明確であり、出資以外の方法では必要性に明確に応えることができない場合)を除いて認めべきではない。また、物を取捨する場合は、出資額に対して過大な株主権限を要求するような条件を付さず、入札参加者の提案書における資金調達必要額が不確定になるような条件を付すべきではない。この考え方に基いて内閣府においてガイドラインを策定する。	7	運営権者への地方公共団体による出資や特定の企業による出資について、必要性が明確であり出資以外の方法ではその必要性に明確に応えることができない場合を除いて、認めないこと。また、たとえ出資を認める場合でも、出資額に対して過大な株主権限を要求することにより入札参加者の資金調達必要額が不確定になるような条件を付さないこととし、これについて内閣府はガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
⑧	コンセッション事業の推進に当たって、以下の5つの原則を満たす制度が必要とされている。内閣府は、この必要性に対応する内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織のあり方(外部の中立的な専門機関の組織を含む)について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要であれば来年度の通常国会までに、PFI法を改正して対応する。 1. ガイダンス化されたルールの運用と遵守確保 分野を超えて日本のコンセッションが遵守すべきルールを、官民の議論を踏まえてガイドラインにまとめ、これを個別案件において徹底的に実施させる仕組みであるべき。 2. 人口から出口までのノンズオン支援の実施 コンセッション手法を初めて活用する地方公共団体など、ノウハウに乏しい管理者に対してプロジェクトの人口から出口まで並走し、徹底的に支援できる仕組みであるべき。 3. 関係省庁との協議のワンストップ化 新たな分野やアプローチでコンセッション手法に取り組む管理者が、複数の関係省庁と協議する際に、管理者ができるだけワンストップで協議が可能な、窓口となる仕組みであるべき。 4. PDCAサイクルの確立 全てのコンセッション案件で、運営権者の選定後に選定プロセス全体を振り返って評価し、官民双方の立場から改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に応用できる仕組みであるべき。 5. 管理者と運営権者の間の調整・仲裁機能の確保 コンセッション事業の運営開始後においても、運営権者からの改善要望を聞き、これを管理者に伝えることで、新たな取り組みを常生み出せる仕組みであるべき。	8	公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の推進に当たっては、以下の5原則が必須であることから、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織のあり方(外部の中立的な専門機関の組織を含む)について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までにPFI法について所要の措置を講ずる。 ①ガイダンス化されたルールの運用と遵守確保 分野を超えて公共施設等運営権方式が遵守すべきルールを、官民の議論を踏まえてガイドラインにまとめ、これを個別案件において徹底的に実施させる仕組みであるべき。 ②人口から出口までのノンズオン支援の実施 公共施設等運営権方式を初めて活用する地方公共団体など、ノウハウに乏しい管理者に対してプロジェクトの人口から出口まで並走し、徹底的に支援できる仕組みであるべき。 ③関係省庁との協議のワンストップ化 新たな分野やアプローチで公共施設等運営権方式に取り組む管理者が、複数の関係省庁と協議する際に、管理者ができるだけワンストップで協議が可能な窓口となる仕組みであるべき。 ④PDCAサイクルの確立 全ての公共施設等運営権方式の案件で、運営権者の選定後に選定プロセス全体を振り返って評価し、官民双方の立場から改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に応用できる仕組みであるべき。 ⑤管理者と運営権者の間の調整・仲裁機能の確保 公共施設等運営権方式の事業開始後においても、運営権者からの改善要望を聞き、これを管理者に伝えることで、新たな取組を常生み出せる仕組みであるべき。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
⑨	①から⑧に記載された内容と重複するものも含めて、本提言の別紙に記載された「コンセッション事業における改善検討事項」に対する意見を踏まえた現状評価と対応策の対応策の部分について、内閣府において関係省庁における実行を担保する取組を行った上で、関係省庁において実施する。	9	これらほか、アクションプランに掲げられた公共施設等運営権方式に係る各取組について、関係省庁が連携しながら実行する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
⑩	政府のコンセッションに関する取り組みを広く世界に周知するため、制度や個別事業の取り組みについて、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。	10	我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事例について、地方公共団体に積極的に周知するとともに、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
別紙				
<官民の最適なリスク分担実現に向けて必要な検討>				
①-1	・関係省庁(国交省航空局・道路局・下水道部。以下同様)は、管理者が負うべき瑕疵担保責任の範囲(分野及び年数)と支出方法、当該支出方法におけるリスクを検討し、今年7月末までに内閣府に報告することとする。 ・これら踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。 ・上記も踏まえて、内閣府は債務負担を必要とする内容について、予算措置で対応可能か、法的根拠の整備が必要かを検討し、必要であれば来年度の通常国会までにPFI法を改正して対応する。	別紙 P1 ①-1	・関係省庁(国交省航空局・道路局・下水道部。以下③④⑦を除く同様)は、管理者が負うべき瑕疵担保責任の範囲(分野及び年数)と支出方法、当該支出方法におけるリスクを検討し、今年7月末までに内閣府に報告することとする。 ・これら踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。 ・上記も踏まえて、内閣府は債務負担を必要とする内容について、予算措置で対応可能か、法的根拠の整備が必要かを検討し、必要であれば来年度の通常国会までにPFI法を改正して対応する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
①-2	・関係省庁は、運営権者事由や不可抗力事由での契約解除の場合、一時金未回収分の返還の要否、返還を行う場合の具体的な仕組みを検討し、今年7月末までに内閣府に報告する。 ・これら踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。 ・上記も踏まえて、内閣府は返還に法的根拠が必要かを検討し、必要であれば来年度の通常国会までにPFI法を改正して対応する。	別紙 P1 ①-2	・関係省庁は、運営権者事由や不可抗力事由での契約解除の場合、一時金未回収分の返還の要否、返還を行う場合の具体的な仕組みを検討し、今年7月末までに内閣府に報告する。 ・これら踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。 ・上記も踏まえて、内閣府は返還に法的根拠が必要かを検討し、必要であれば来年度の通常国会までにPFI法を改正して対応する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
①-3	・関係省庁は、「運営権設定対象資産における未回収投資部分、運営権者所有資産、運営権者の雇用する職員」について管理者による負担/買い取り/引き取りの要否や要の場合に想定される方法やその課題を検討し、その検討結果を今年7月末までに内閣府に報告する。 ・これら踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。 ・上記も踏まえて、内閣府は負担/買い取りは予算措置で対応可能か、法的根拠の整備が必要かを検討し、必要であれば来年度の通常国会までにPFI法を改正して対応する。	別紙 P1 ①-3	・関係省庁は、「運営権設定対象資産における未回収投資部分、運営権者所有資産、運営権者の雇用する職員」について管理者による負担/買い取り/引き取りの要否や要の場合に想定される方法やその課題を検討し、その検討結果を今年7月末までに内閣府に報告する。 ・これら踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。 ・上記も踏まえて、内閣府は負担/買い取りは予算措置で対応可能か、法的根拠の整備が必要かを検討し、必要であれば来年度の通常国会までにPFI法を改正して対応する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
①-4	・国交省下水道部は、下水道における「特定法令変更」と補助制度等の変更の場合の措置について、今年7月末までに再検討して内閣府に報告する。 ・国交省道路局は、道路における「特定法令変更」発生時の増加費用について、料金でどこまで対応できるかを、今年7月末までに整理して内閣府に報告する。 ・上記二点も踏まえて、内閣府は確約すべき範囲をガイドラインを策定する。 ・上記も踏まえて、内閣府において法令等変更時の措置について法的根拠の整備が必要かを検討し、必要であれば来年度の通常国会までにPFI法を改正して対応する。	別紙 P1 ①-4	・国交省下水道部は、下水道における「特定法令変更」と補助制度等の変更の場合の措置について、今年7月末までに再検討して内閣府に報告する。 ・国交省道路局は、道路における「特定法令変更」発生時の増加費用について、料金でどこまで対応できるかを、今年7月末までに整理して内閣府に報告する。 ・上記二点も踏まえて、内閣府は確約すべき範囲をガイドラインを策定する。 ・上記も踏まえて、内閣府において法令等変更時の措置について法的根拠の整備が必要かを検討し、必要であれば来年度の通常国会までにPFI法を改正して対応する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
②-1	・関係省庁は、赤字(営業活動によるキャッシュフロー)における赤字が一定期間継続した場合の契約解除の方法について、海外事例の調査等を踏まえて考え方をまとめて今年7月末までに内閣府に報告する。 ・これと民間事業者の意見も踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。	別紙 P2 ②-1	・関係省庁は、赤字(営業活動によるキャッシュフロー)における赤字が一定期間継続した場合の契約解除の方法について、海外事例の調査等を踏まえて考え方をまとめて今年7月末までに内閣府に報告する。 ・これと民間事業者の意見も踏まえて、内閣府はガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
②-2,3	・国交省航空局は、空港における要求水準やモニタリングの改善のための第三者(当事者から独立した専門家等)の活用方法について、考え方を整理して今年7月末までに内閣府に報告する。 ・内閣府は、要求水準やモニタリングの改善のために第三者の活用について整理し、ガイドラインを策定する。	別紙 P2 ②-2,3	・国交省航空局は、空港における要求水準やモニタリングの改善のための第三者(当事者から独立した専門家等)の活用方法について、考え方を整理して今年7月末までに内閣府に報告する。 ・内閣府は、要求水準やモニタリングの改善のために第三者の活用について整理し、ガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
②-4	・内閣府は、管理者が契約上の引継ぎ協力義務を負うのが望ましい旨を、ガイドラインで規定する。	別紙 P2 ②-4	・内閣府は、管理者が契約上の引継ぎ協力義務を負うのが望ましい旨を、ガイドラインで規定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)
②-5	・国交省航空局は、国際線発着調整事務局の役割について、関係案件で応募等に丁寧に説明する。 ・国交省航空局は、管制業務について諸外国でも日々業務革新が進んでいることを念頭に、海外動向を不断に調査し、自らの業務に反映させる。	別紙 P2 ②-5	・国交省航空局は、国際線発着調整事務局の役割について、関係案件で応募等に丁寧に説明する。 ・国交省航空局は、管制業務について諸外国でも日々業務革新が進んでいることを念頭に、海外動向を不断に調査し、自らの業務に反映させる。	航空局

未来投資会議 構造改革推進委員会 「第4次産業革命(Society5.0)・イノベーション」(PPP/PFI) (第6回) (H29.4.19)		未来投資戦略2017 (H29.6.9)		PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版) (H29.6.9)		進捗状況	
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容		
＜官民の最適な対話実現に向けて必要な検討＞							
④-2	・関係府省は、これまでの案件での開示情報一式(サンプル)を内閣府に提供する。 ・内閣府では、この開示情報を専門家や民間事業者の意見を収集した上で分析し、望ましい情報開示内容に関するガイドラインを策定する。	別紙 P3 ④-2	・関係府省は、これまでの案件での開示情報一式(サンプル)を内閣府に提供する。 ・内閣府では、この開示情報を専門家や民間事業者の意見を収集した上で分析し、望ましい情報開示内容に関するガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			
④-3,4	・関係府省は、これまでの案件での競争的対話の仕組みに関する情報を内閣府に提供する。 ・内閣府では、この内容に対する専門家や民間事業者の意見を収集した上で分析し、望ましい競争的対話方法に関するガイドラインを策定する。	別紙 P3 ④-3,4	・関係府省は、これまでの案件での競争的対話の仕組みに関する情報を内閣府に提供する。 ・内閣府では、この内容に対する専門家や民間事業者の意見を収集した上で分析し、望ましい競争的対話方法に関するガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			
④-5	・関係府省は、これまでの案件での職員派遣に関する入札中の開示資料や、運営権者決定後の派遣に向けた流れに関する情報を内閣府に提供する。 ・内閣府は、この内容に対する民間事業者の意見を収集した上で分析し、望ましい公務員派遣の進め方に関するガイドラインを策定する。	別紙 P3 ④-5	・関係府省は、これまでの案件での職員派遣に関する入札中の開示資料や、運営権者決定後の派遣に向けた流れに関する情報を内閣府に提供する。 ・内閣府は、この内容に対する民間事業者の意見を収集した上で分析し、望ましい公務員派遣の進め方に関するガイドラインを策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正する方向で関係各者と調整中。
④-6	・内閣府は、ここに示した考え方をガイドラインで規定する。	別紙 P3 ④-6	・内閣府は、ここに示した考え方をガイドラインで規定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			
④-7	・内閣府は、募集要項、実施契約、事業の概要、財務情報は英語化するという前提を、ガイドラインで規定する。	別紙 P3 ④-7	・内閣府は、募集要項、実施契約、事業の概要、財務情報は英語化するという前提を、ガイドラインで規定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			
⑥-1	・内閣府は、ここに示した考え方をガイドラインで規定する。	別紙 P4 ⑥-1	・内閣府は、ここに示した考え方をガイドラインで規定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			
⑥-2	・内閣府は、運営権者の株主に実施義務を課す提案の取り扱いについて検討し、必要に応じてガイドラインを作成する。	別紙 P4 ⑥-2	・内閣府は、運営権者の株主に実施義務を課す提案の取り扱いについて検討し、必要に応じてガイドラインを作成する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			
⑥-3	・内閣府は、管理者が競争制限的な企業の有無について事前に民間事業者ヒアリング等を行って検討した上で入札条件等を設定するよう、ガイドラインで規定する。 ・内閣府は、内閣府において入札で落札となったコンセッション案件について事後的に手続きを検証し、民間事業者へのヒアリングも行って、第三者の目で改善点を洗い出す仕組みを導入する。	別紙 P4 ⑥-3	・内閣府は、管理者が競争制限的な企業の有無について事前に民間事業者ヒアリング等を行って検討した上で入札条件等を設定するよう、ガイドラインで規定する。 ・内閣府は、内閣府において入札で落札となったコンセッション案件について事後的に手続きを検証し、民間事業者へのヒアリングも行って、第三者の目で改善点を洗い出す仕組みを導入する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正する方向で関係各者と調整中。 ・1社入札で落札となった当該案件について、今後民間事業者へのヒアリングを含めて対応を検討。
＜プロジェクトの最適なガバナンス実現に向けて必要な検討＞							
⑦-3	・内閣府は、企業会計基準委員会の関連ページや、関係府省から発出されている関係する事務連絡等(PFI法第20条に関するものも含む)をホームページで閲覧できるように、今年7月末までに整理する。	別紙 P5 ⑦-3	・内閣府は、企業会計基準委員会の関連ページや、関係府省から発出されている関係する事務連絡等(PFI法第20条に関するものも含む)をホームページで閲覧できるように、今年7月末までに整理する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			企業会計基準委員会公表の「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」及び関係府省から発出されている各種事務連絡等の整理を行い、内閣府ホームページに掲載済み。
⑧-1,2	・内閣府は、「入札時に設定された参加資格を満たす社であること」と「株式譲渡が事業実施の継続を阻害しないこと(出資企業からSPCへ出向している職員が出資の解禁に伴い引き上げることにより要求水準や提案内容の履行に支障があるような場合を想定)」の二点に抵触しない限り、譲渡は承認すべきであることを、ガイドラインに規定する。	別紙 P5 ⑧-1,2	・内閣府は、「入札時に設定された参加資格を満たす社であること」と「株式譲渡が事業実施の継続を阻害しないこと(出資企業からSPCへ出向している職員が出資の解禁に伴い引き上げることにより要求水準や提案内容の履行に支障があるような場合を想定)」の二点に抵触しない限り、譲渡は承認すべきであることを、ガイドラインに規定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を改正する方向で関係各者と調整中。
⑧-3	・関係府省は、LPS等の集団投資スキームによる譲渡株主保有の具体的な仕組みについて今年10月末までに検討し、内閣府に報告する。 ・内閣府は、これも踏まえて、ガイドラインで策定する。	別紙 P5 ⑧-3	・関係府省は、LPS等の集団投資スキームによる譲渡株主保有の具体的な仕組みについて今年10月末までに検討し、内閣府に報告する。 ・内閣府は、これも踏まえて、ガイドラインで策定する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			
＜最適なプロジェクトの創出と絶え間ない制度の改善に向けて必要な検討＞							
⑩-1 ～3	・関係府省は、コンセッション関連業務に関する組織としてのノウハウ蓄積に関する取り組み方針(入札に参与する職員に運営権者等との利益相反関係が生じるのを防ぐ措置も含む)を今年7月末までにまとめ、内閣府に報告する。	別紙 P7 ⑩-1～3	・関係府省は、コンセッション関連業務に関する組織としてのノウハウ蓄積に関する取り組み方針(入札に参与する職員に運営権者等との利益相反関係が生じるのを防ぐ措置も含む)を今年7月末までにまとめ、内閣府に報告する。	内閣府 (PPP/PFI推進室)			関係府省がコンセッション関連業務に関する組織としてのノウハウ蓄積に関する取組方針を検討し、内閣府に報告済み。
その他							
(5/12第8回未来投資会議での議事を踏まえ)	ii)	5)	林業の成長産業化に向けた先駆的な取組として、国有林野において、民間事業者が長期・大ロットで伐採から販売までを一括して行うことにより現行より有利な立木生産の高額となる手法の可能性を検証するため、必要なデータ等を示した上で、民間事業者等からの改善提案の公表を本年中に実施する。				未来投資戦略2017に基づき、8月9日より民間事業者等からの改善提案の公募を開始し、10月10日の締め切りまでに42の提案が提出。今後、ヒアリング等を通じていただいた提案を精査の上、年内に提案のとおりと課題を整理する。
				P.22	⑤ 文教施設 …平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	文部科学省	・文部科学省において、有識者会議「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」を設置し、平成29年3月末に最終報告書を取りまとめた。 ・地域プラットフォーム等を活用して、地方公共団体等に当該検討会の検討内容を周知。 ・具体的な案件形成が進むよう、平成29年度から、先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施。併せて、文科省において実務的な手引きの作成を実施。
		リード文	※ 再掲 「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)…」に掲げられた…文教施設、公営住宅について、引き続きその進捗や数値目標の達成に努める…必要がある。	P.23	⑥ 公営住宅 …平成28年度から平成30年度までの集中強化期間として、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化を目標とする。＜国土交通省＞	国土交通省	・予算措置等の内容については下記のとおり - 地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業(基本構想検討に対する支援)を実施。 - 社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。 - 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、H28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化。さらに、H29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。 ・平成30年度までに6件の案件形成の目標に向けて、現時点で3件が事業契約済、2件が事業予定者決定が決定し事業契約が見込まれるほか、3件が事業者募集中であり、着実に進捗中